

生涯研修プログラム6 ㊦ 児童虐待

1) 児童虐待防止対策について

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策室 田村 悟

児童虐待については、相談対応件数が年々増加し、子どもの命が奪われる痛ましい事件が後を絶たないなど、依然として深刻な状況が続いており、社会全体でその現実を受け止め、解決に向け努力していかなければならない喫緊の課題となっている。

厚生労働省では、平成16年10月に社会保障審議会児童部会の下に「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」を設置して以来、児童虐待による死亡事例等の分析・検証を重ねており、これまでの累次の検証によると、死亡した児童の年齢は、0歳児が最も多く、また、児童相談所や市町村の関与がない、母親が妊娠期から一人で悩みを抱える等の望まない妊娠（予期しない妊娠）を背景にもつケースが多くみられることがわかった。

さらに、平成26年12月の「児童虐待防止対策

に関する副大臣等会議」において、予防から初期対応を中心に、関係府省庁が連携して取り組むべき具体的対応策をとりまとめたところであり、妊娠期からの切れ目ない支援のあり方として、特定妊婦のみならず、見守りなど一定の支援が必要な妊婦についても、妊婦本人の同意を得たうえで、医療機関が直接妊婦に関する情報を自治体へ提供する等の仕組み等を推進することとされた。

産科婦人科をはじめとする医療機関については、日ごろから児童や妊産婦等の心身の問題に対応することにより、要保護児童や特定妊婦等を把握しやすい立場にある。今後も、児童虐待問題の解決にあたっては、医療機関と児童相談所や市町村の児童福祉・母子保健等の関係部署等の間に積極的な連携・情報共有体制を構築し、適切な役割分担のもとで協働していくことが重要である。

2) 特別養子縁組：虐待防止のもう一つの選択肢

さめじまボンディングクリニック 鮫島 浩二

昨今、虐待防止のためには産婦人科の関与の必要性がクローズアップされており、日本医師会、日本産婦人科医会、日本産科婦人科学会それぞれが虐待防止に取り組み、その成果も語られるようになった。しかしながら、これら「特定妊婦」の置かれている状況は厳しく、児童相談所や地域保健センターのサポートで出産後の育児支援をしてもどうしても自分では育てられない方々があり、新生児を早期に施設に入所させたり、特別養子縁組に持ち込むべきだったと後悔するケースが多々ある。

実母が自分で育てる意思がない場合、乳児院で預かるか、里親や特別養子縁組として養父母の下で育てるかで子どもの人生が大きく変わることになる。新生児の特別養子縁組は主に民間のあっせん団体が取り組んでいるが問題点も多い。「特定妊婦」に出産前から医療スタッフたちが深く関わり、

時には未成年者を長期に預かったりして保護し、出産、産後まで継続的にフォローできる。そのため実母の心の変化もつかみやすく、「養子あっせん」にこだわらず、気持ちが変わったときにも適切に対応できる。また養親を入院させ育児教育もできるメリットがある。養子で手放した実母の苦悩、養子を託された養親の戸惑いに適切に対応するには、妊娠中からの産婦人科の関わりは非常に重要である。

4万人以上の子供たちが施設で生活している先進国は日本だけである。このワークショップを通してどうしても育てられない新生児を乳児院に送り込む橋渡しをするだけでなく、虐待防止のもう一つの手段として特別養子縁組という選択もあり、行政や福祉と協働すればさらに大きな成果が得られることを学んでいただきたい。